

全国最低賃金月額（国土交通大臣権限）

【 全国一律適用 】

業 種	区 分	最低賃金月額 (効力発生日)
1. 内航鋼船運航業 国内各港間のみを航海する鋼船に適用 次に掲げるものを除く (1) はしけ (2) ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船 (3) 漁船法第2条第1項の漁船 (4) 海上旅客運送業、サルベージ業に従事する船舶 (5) 平水区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶	職員A 職員B 部員A 部員B	267,950円 (R7.3.12) 251,500円 (R7.3.12) 209,350円 (R7.3.12) 200,050円 (R7.3.12)
2. 海上旅客運送業 次に掲げるものに適用 (1) 遠洋区域を航行区域とする船舶 (2) 近海区域を航行区域とする船舶 (3) 沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶(平水区域から最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く)	職 員 事務部 職員 部 員	264,750円 (R7.3.12) 209,750円 (R7.3.12) 201,900円 (R7.3.12)
3. 漁業（かつお・まぐろ） 遠洋及び近海かつお・まぐろ漁船に適用 ※現行最低賃金月額は「遠洋まぐろ」に適用 遠洋かつお、近海かつお・まぐろは未設定	いちにんぶ 一人歩 せんいん 船員	213,300円 (R7.3.12)
4. 漁業（大型いか釣り） 総トン数200トン以上の動力漁船に限る	いちにんぶ 一人歩 せんいん 船員	203,300円 (H26.12.20)

■備考：上記表中の区分については以下のとおり

- 「職員」とは、船長、航海士、機関長、機関士及び通信長等をいう。
- 「職員A」とは、職員B以外の職員をいい、「職員B」とは、特定の船舶職員養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、一定期間に満たない職員をいう。・・・(※注1参照)
- 「部員」とは、職員以外の船員（甲板長、甲板員、操機長及び機関員等の職名の者）をいう。
- 「部員A」とは、「部員B」以外の部員をいい、「部員B」とは、海上経歴3年未満の部員をいう。・・・(※注2参照)
- 「事務部職員」とは事務員等をいう。
- 「一人歩船員」とは、報酬が歩合によって支払われる場合、基準となる配分単位1単位を有する者と認められる船員（一般的には甲板員、機関員など）をいう。

※注1

特定の船舶職員養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、一定期間に満たない職員とは、次の表の左欄に掲げる船舶職員養成施設の課程を修了した職員であって、当該課程修了後の勤務期間がそれぞれ同表右欄に掲げる期間に満たないものをいう。

海員学校（独立行政法人海員学校を含む。以下同じ。）本科	4年6月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程	
海員学校乗船実習科	4年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程乗船実習科	
海上保安学校本科	3年6月
海員学校インターンシップ課程（本科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（本科）	
海員学校専修科	2年6月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校専攻科の課程	
海技大学校（独立行政法人海技大学校を含む。以下同じ。）	2年
海技士科（三級海技士（航海科、機関科）第四）	
海技大学校海上技術科（航海科、機関科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海、機関）	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた商船高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）の課程	2年
海員学校インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修）	6月

※注2

部員の海上経歴を計算するときは、海員学校の専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業者については3年を、その他の海員学校の卒業者又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業者についてはその修業年限の期間を、船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程の卒業者については2年を、その他の高等学校卒業者については1年を、それぞれ海上経歴とみなす。

【最低賃金に算入しない賃金】

<「内航鋼船運航業」、「海上旅客運送業」>

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など
- (2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金
- (3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など
- (4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (5) 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

<「漁業（かつお・まぐろ）」、「漁業（大型いか釣り）」>

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
- (2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われる作業手当、欠員手当など
- (3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (4) 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの